

肥育素牛生産拡大支援事業(R8)

〔畜産課 242,611千円〕

目的

本県農畜産物のトップブランドである「佐賀牛」の生産基盤を強化するため、繁殖雌牛の増頭や改良の取組を推進し、肥育素牛の生産を拡大する。

事業実施主体

農業協同組合

※拡充：下線

対策	対象となる取組	能力要件	補助率等	その他要件
増頭対策	①農家が高能力な繁殖雌牛を購入又は借り受けし、増頭に取り組む場合	ア 本牛（育種価が判明していない場合は父牛）の枝肉重量又は脂肪交雑の育種価が上位1/4以内	補助対象経費の4/10以内（280千円/頭を上限）	期首から期末の増頭分を補助対象 さが畜産経営サポート事業による拡充
	②農協が高能力な繁殖雌子牛を購入し、自ら飼養する場合	イ 本牛（育種価が判明していない場合は父牛）の枝肉重量及び脂肪交雑の育種価が上位1/4以内	補助対象経費の2/3以内（660千円/頭を上限）	
	③農家が高能力な繁殖雌牛を自家保留し、増頭に取り組む場合	上記イと同じ	定額（200千円/頭）	
更新加速化対策	農家が10歳以上の繁殖雌牛（4/1時点）を淘汰して、高能力な繁殖雌牛を借り受け、改良に取り組む場合	本牛（育種価が判明していない場合は父牛）の枝肉重量又は脂肪交雑の育種価が上位1/4以内	補助対象経費の3/10以内（210千円/頭を上限）	淘汰頭数が補助対象上限頭数
改良対策	農家が高能力な繁殖雌牛を借り受け、改良に取り組む場合		補助対象経費の1/6以内（116千円/頭を上限）	
受精卵供給基盤対策	農協が高能力な繁殖雌子牛を市場から購入し、自ら飼養する場合	佐賀県和牛改良検討会会長が認めたもの	補助対象経費の1/2以内（1事業実施主体当たり10,000千円/年上限）	
受精卵移植推進対策	①農家が黒毛和種繁殖雌牛に高能力な黒毛和種受精卵を移植する場合 ②農家が乳用雌牛に高能力な黒毛和種受精卵を移植する場合	受精卵の父牛の枝肉重量又は脂肪交雑の育種価が上位1/4以内	・移植1回あたり10千円 ・受精卵購入を伴う移植1回あたり30千円	取組①② ・生まれた黒毛和種子牛は佐賀県中央家畜市場へ上場すること 取組② ・酪農を継続する意志があること。 ・移植上限回数は、「期首の経産乳用牛飼養頭数×30%」とする